（前のページより続き）

○浄化槽の型式の認定を更新した件（同四一三）

○道路に関する件（北陸地方整備局一四一、一四二）

○道路に関する件（九州地方整備局一六〇、一六一）

四

本号で公布された法令のあらまし

◇情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四四二号）（経済産業省）

1　情報処理技術者試験の受験手数料の額を改めることとした。（第二条関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四四三号）（国土交通省）

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第三六号）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四四四号）（国土交通省）

1　関係政令の整備

㈠　鉄道局鉄道事業課の所掌事務について、所要の改正を行うこととした。（第一一条関係）

㈡　運輸審議会が国土交通省設置法第八条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合に必要となる技術的読替えを定めることとした。（第一二条関係）

㈢　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　経過措置

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなすこととした。（第一三条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四四五号）（厚生労働省）

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第四四六号）（厚生労働省）

1　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号。以下「平成二六年改正法」という。）に基づく特定付加保険料の納付対象とする保険料納付済期間から国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）第九四条第四項等の規定により国民年金の保険料が納付されたものとみなされた期間を除くこととした。（第八条関係）

2　特定付加保険料の納付について、その承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、特定付加保険料納付申込書を厚生労働大臣に提出することとするほか、その他必要な事項は厚生労働省令で定めることとした。（第九条関係）

3　特定付加保険料の納付期限日までの間、付加保険料に係る保険料納付済期間とみなすこととされる場合における適用法令として、国民年金法及びこれに基づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）を定めることとした。（第一〇条関係）

4　特定付加保険料の納付に関し、厚生労働大臣から日本年金機構へ権限を委任することとするほか、その委任に係る必要な技術的読替えを定めることとした。（第一三条関係）

5　特定付加保険料の納付が行われた場合の年金額の改定に関し、厚生労働大臣から日本年金機構へ事務を委託することとするほか、その委託に係る必要な技術的読替えを定めることとした。（第一四条関係）

6　特定付加保険料納付申込書の提出は、平成二八年四月一日前においても行うことができることとした。（附則第二項関係）

7　この政令は、平成二六年改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。ただし、6については、平成二八年二月一日から施行することとした。